

1. はじめに

松川町では、平成 15 年 12 月より行財政改革推進会議を設置し、これまでの機関委任事務中心の行政運営を、地方分権に対応した「自治体経営」という視点に捉えなおし、第 4 次松川町総合計画（平成 18～27 年度）のまちづくりの将来像である「人の和のある地域協働のまち まつかわ」を実現するため、新たな行財政改革大綱として「松川町自治体経営改革プラン」を策定したものです。

2. 目標年次 平成 18 年度から平成 22 年度まで（5 年間）

3. 基本方針

(1) 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

持続可能な自治体経営をしていくため、住民参画による地域協働を目指し、町政運営の全ての段階において、参画する機会が提供されるシステムの構築を目指します。

(2) 効率的な経営システムの実現

人材育成や能力・成果主義に基づく人事管理制度等により、役場を自治体経営の地域戦略本部とすることを目指します。また、地域協働や外部委託など新たな公共的サービス提供者を見出していくことにより、小さな役場組織を指向します。

(3) 健全な財政運営の確立

第 4 次総合計画や、予算、行政評価などの行政システムを変革し、健全な財政運営を確立します。また、国と地方の財政緊迫の中、受益者負担以外の住民負担増をできる限り避けるため、コスト分析による受益者負担の適正化を図ります。

4. プランの進捗状況

34 改革項目について、平成 19 年度までの進捗状況を示します。

- ・実施年度中「◎」は実施年度「○」は一部実施年度「△」は準備検討年度を意味します。
- ・実施状況をできる限り具体的に記載するとともに、各年度の進捗状況の相違は、「⇒」で表示しています。

◇ 進捗状況一覧表 ◇

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 住民参画の促進	①自治会担当職員による地域づくり支援	○	○	◎	◎	◎
	②自治基本条例の研究・制定	△	△⇒○	△⇒○	△⇒○	◎
	③まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施	◎	◎	◎	◎	◎
	④地域づくり交付金（仮称）の創設	△	◎	◎	◎	◎
	⑤町民提案型まちづくり事業の導入	△	◎⇒○	◎	◎	◎
	⑥ボランティア団体や NPO などへの支援	○	○	○	○	○

(2) 情報の共有と透明性の確保	①徹底した情報公開の推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②広報「まつかわ」の充実	◎	◎	◎	◎	◎
	③パブリックコメントの導入	○	○	◎	◎	◎
	④審議会などへの住民参画と情報公開	○	○	◎⇒○	◎	◎

2 効率的な経営システムの実現

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 人材育成の推進	①松川町職員人材育成基本方針の策定・推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施	◎	◎	◎	◎	◎
	③職員研修の強化	◎	◎	◎	◎	◎
	④他自治体・民間企業等との人事交流	△	△⇒○	○	◎	◎
	⑤接客力の向上とITによる住民窓口サービスの充実	○	◎	◎	◎	◎
(2) 納税者が納得する人事給与制度改革	①昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入	○	◎⇒○	◎	◎	◎
	②能力成果主義による人事考課制度の導入	○	○	◎	◎	◎
(3) 組織の強化・充実	①組織機構改革とグループ制の導入	△	○	◎	◎	◎
	②地方分権時代の特別職のあり方再考	△	○	○	○	○
(4) 魅力ある保育・教育環境の整備	①保育所の統合と保育サービスの充実	△	○	○	○	○
	②より良い小学校施設の整備	△	△	○⇒△	○	◎

3 健全な財政運営

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 歳入の確保と住民負担の適正化	①受益者負担の適正化（一 上下水道, 保育料, 国保, 介護保険）	○	○	○	○	◎
	②受益者負担の適正化（二 公共施設使用料）	△	○⇒△	◎⇒○	◎	◎
	③地域協働による基盤整備・維持管理の推進	△	△	○	○	◎
	④町税等の収納率の向上	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤合理的な資産の管理	○	○	○	○	○
	⑥広告料収入等新たな財源の確保	△⇒○	◎	◎	◎	◎
(2) 歳出の抑制と最適化	①松川町職員数適正化計画の推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②行政評価制度の充実	○	◎⇒○	◎	◎	◎
	③補助金の適正な交付	○	○	◎	◎	◎
	④中期財政計画の策定・公表	○⇒◎	◎	◎	◎	◎
	⑤工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入	△	○	◎	◎	◎
(3) 民間活力の活用	①指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営	○	◎	◎	◎	◎
	②行政パートナー制度の導入	△	○	◎	◎	◎

5. 改革項目別の進捗状況

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1) 住民参画の促進

改革項目	①自治会担当職員による地域づくり支援		主担当：総務課		
実施内容	<p>自治会担当職員の目的と役割を明確化し、自治会の地域づくり活動や地域協働に対して人的知的支援（補助金の交付から→補助人の配置へ）を行います。自治会担当職員が中心となって、自治組織（区会、自治会など）の規約や地区計画策定、地域づくり活動などを側面から支援するとともに、自治会加入率の向上に取り組みます。</p> <p>・自治会担当職員設置要綱（仮称）を整備します。（平成 18 年度）</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*自治会担当職員制実施要綱を整備（平成 18 年 10 月）。2 自治会を 2 人で担当するサポート体制の強化を図りました。</p> <p>*本年度は、総務課職員による自治会加入推進を 2 自治会において実施しました。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*自治会の要請に対し、自治会加入推進に職員が同行し加入推進を実施。（1 自治会）</p> <p>*自治会担当職員の支援体制に関しては、自治会長や担当職員個人によるところが大きい。そこで、20 年度支援体制強化と活性化のため、自治会担当職員の配置自治会を見直します。</p>				

改革項目	②自治基本条例の研究・制定		主担当：総務課		
実施内容	<p>自治体経営の基本となる原則や制度を定め、町民と行政の役割を明らかにするため、町の「憲法」となる自治基本条例について、住民意見を反映しながら研究を行い、制定します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	<u>△⇒○</u>	<u>△⇒○</u>	<u>△⇒○</u>	◎
18 年度の実施状況	<p>*条例制定に、時間を費やすことが考えられることから、19 年度から調査、検討に入ります。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*自治基本条例に関する講演会（職員、議員、審議会委員等を対象）を開催しました。</p> <p>*20 年度は、住民参加の手法（ワークショップなど）による検討を開始します。</p>				

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1) 住民参画の促進

改革項目	③まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施				主担当：総務課
実施内容	<p>情報の共有化を図るため、区会（8）、自治会（74）、各種活動団体を対象に、まちづくり懇談会を原則として毎年実施します。</p> <p>町の施策や制度を分かりやすく情報提供するため、まちづくり出前講座を積極的に実施します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*全自治会を対象に、まちづくり懇談会を実施（参加延人数 1,460 名、全職員が参加）しました。</p> <p>*まちづくり出前講座については、ゴミ分別、自主防災など担当ごとに積極的に実施していますが、今後はメニュー作成とPRに取り組んでいきます。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*年度当初に出前講座メニューを作成し、32 自治会でまちづくり懇談会と出前講座を共催したことにより女性参加率が向上しています。</p> <p>*20 年度は、自治会アンケート結果（19 年 2 月実施）を踏まえ、まちづくり懇談会の開催内容を充実させていきます。また、出前講座は、時の話題や生活に密着した講座を拡充し、年度当初から PR を行います。</p>				

改革項目	④地域づくり交付金（仮称）の創設				主担当：総務課
実施内容	<p>地域協働の担い手である区会、自治会の主体的な活動に対する支援策として、その実態に応じて柔軟に活用できる地域づくり交付金（仮称）を創設し、区長・自治会長手当や道路愛護費等各種補助金のあり方を見直します。</p> <p>・平成 19 年度交付を目途に、交付金化の検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度）</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*「住みよい地域社会活動交付金交付要綱」を整備（平成 18 年 11 月）し、平成 19 年度施行します。スムーズな導入がされるよう自治会等のサポートを行っています。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*従前の周知を確実にし、大きな混乱なく制度をスタートさせています。今後は、実績報告書の確認や自治会アンケート結果の分析を行い、自治会加入世帯加算による入会金の減額等、交付金の活用状況を調査し、必要に応じて改善等のアドバイスを行います。</p>				

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1) 住民参画の促進

☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	⑤ 町民提案型まちづくり事業の導入				主担当：総務課
実施内容	<p>町民の自由な発想による提案を受け付け、公開プレゼンテーションなど透明性の高いルールにより事業を選定する新たな仕組みとして、町民提案型まちづくり事業を導入します。（現行のふるさとづくり事業は本事業へ包含するものとします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度の事業実施にむけ検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	◎⇒○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 庁内協議等を実施したものの、事業の目的や内容について調整ができなかったため、引き続き調整検討を行い、19 年度内には制度構築を行います。尚、ふるさとづくり事業において近年実施数の多い「花いっぱい運動」については、道路環境整備（アダプト制度など）と連携した事業化を検討します。				
19 年度の実施状況	<p>* 協働のまちづくりを目指す「まつかわ町民提案型まちづくり事業」として、選定方法を見直し、一定額以上の事業については公開プレゼンテーションを実施するなどとし、ふるさとづくり事業を大幅に改正。年度内に事業募集を実施しました。</p> <p>* ふるさとづくり事業の半分以上を占めていた「花いっぱい運動」に対する支援は、アダプト制度との関連性を重視させ、花いっぱい美化活動補助金として別制度を策定しました。</p>				

改革項目	⑥ ボランティア団体や NPO などへの支援				主担当：総務課 保健福祉課
実施内容	<p>ボランティア情報の収集、提供や啓発などにより、自発的に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、ボランティア団体や NPO などの活動に対する支援体制を充実、強化します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	○	○	○
18 年度の実施状況	<p>* 社会福祉協議会と共催により、災害救援ボランティアセンター立上げ訓練を実施し、多数のボランティアが参加した。今後、情報提供や支援体制の強化を図ります。（総務課）</p> <p>* 松川町社会福祉協議会を通じてボランティアセンター活動に対し、補助金（H18 決算見込 3,749 千円）の支援を行っています。（保健福祉課）</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 本年度も災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施しました。（総務課）</p> <p>* 松川町社協を通じてボランティアセンター活動事業に対して、前年とほぼ同額の 3750 千円の補助金により支援を行っています。（保健福祉課）</p>				

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(2) 情報共有と透明性の確保

改革項目	①徹底した情報公開の推進				主担当：総務課
実施内容	ホームページを中心に、広報誌、ケーブルテレビなどの広報媒体により、政策に関する情報について、徹底した公開を行います。 公開時期については、できる限り速やかに公開します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*見やすいHPを目指しリニューアルを実施（平成 18 年 3 月、11 月）し、掲載情報量の拡充に取り組んでいます。				
19 年度の実施状況	*HP を活用した情報公開については、パブリックコメント手続や会議及び会議録の公開（別掲）の試行により、現在進行中の会議情報等については積極的な情報公開を実施しました。 *20 年度は、掲載情報を整理し、HP のリニューアルと携帯 WEB サイトの作成を行います。				

改革項目	②広報「まつかわ」の充実				主担当：総務課 教育委員会事務局 議会事務局
実施内容	広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合し、読者の側に立った分かりやすい広報誌となるよう充実を図ります。 ・広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*広報と公民館報を 18 年 4 月より統合し発行しています。今後は、広報のあり方について、広報、館報のほか議会だよりも含めて、読者の側にたった充実した広報について検討を行ないます。				
19 年度の実施状況	*情報公開の推進に伴い、広報誌のページ数を増加し、情報量を充実させています。20 年度は、更なる内容の充実に取り組めます *議会だより編集委員会（議員 7 名）において、議会だより（年 4 回）を発行しています。19 年度において住民アンケートを行っています。（回答結果を第 96、97 号に掲載） *20 年度は、広報、公民館報、議会だよりとの連携について研究を行います。				

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(2) 情報共有と透明性の確保

改革事項	③パブリックコメントの導入				主担当：総務課
実施内容	<p>行政手続法の改正を踏まえ、住民の意見や要望を的確に把握し、政策に反映するとともに、透明性の高い自治体経営を推進するため、パブリックコメントを導入します。</p> <p>原案策定の段階から公表して広く意見を募集し、多くの意見を政策決定に反映させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（住民意見提案手続制度）の実施要綱を整備します。（平成 18 年度） ・町の一定の政策（事業、計画、制度など）について、パブリックコメントを完全実施します。（平成 20 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*パブリックコメントのルールを策定し、試行開始しています（18 年 4 月～）。</p> <p>*課局によっては取組まれていない政策があることから、全庁的な試行の取組みを徹底するとともに、行政手続条例の改正や整合性を検討した上で、完全実施まで（19 年度内）に要綱を整備します。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*パブリックコメント手続については、その目的を達成するために必要となる会議及び会議録の公開（別掲）とあわせて、同時に 2 つの条例を制定（19 年 12 月議会議決）。これらは、自治基本条例の手続を個別に条例化したものでもあり、住民参加への雰囲気醸成を促すためにも、20 年度は着実な制度運用を行います。</p>				

改革項目	④審議会などへの住民参画と情報公開				主担当：総務課 保健福祉課
実施内容	<p>審議会の委員へは、住民枠や住民公募枠を可能な限り採用し、住民参画を推進します。また、男女共同参画の視点から女性委員の登用を積極的に行います。審議会などの審議状況を明らかにするため、議事録や会議資料については、ホームページなどにより速やかな情報公開を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の任用に関する住民枠や住民公募枠及び女性委員の登用について、一定のルールを検討します。（平成 18～19 年度） ・全ての審議会の審議状況についてホームページによる情報公開を行います。（平成 19 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎⇒○	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*審議会状況は一部を HP で公開していますが、組織内に主旨が浸透せず公開状況が揃っていない状態にあります。情報公開は協働のまちづくりに欠かせない重要な施策であることから積極的な対応を行っていきます。（総務課）</p> <p>*男女共同参画推進プランに基づき、区会や自治会役員等への女性登用を依頼しています。（保健福祉課）</p>				
19 年度の実施状況	<p>*会議及び会議録の公開に関する条例（20 年 4 月施行）を制定し、一部の審議会等については既に公開を行っています。20 年度は、担当課における適切な運用を確保するため進行管理を行います。（総務課）</p> <p>*男女共同参画推進条例（19 年 12 月制定）を制定し、「審議会等の男女の委員数の均衡を図るよう努める」と規定しています。（保健福祉課）</p>				

2 効率的な経営システムの実現

(1) 人材育成の推進

改革項目	①松川町職員人材育成基本方針の策定・推進		主担当：総務課		
実施内容	地域戦略本部としてのプロフェッショナル職員を確保・育成するため、松川町職員人材育成基本方針（平成18年）により、職場環境・職員研修・人事管理を連動させ、総合的に人材育成を図ります。				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	*松川町職員人材育成基本方針を策定（18年3月）。 *職員人材育成推進委員会を設置（18年4月規程）し、5回の委員会を開催し、基本方針に基づく人材育成を推進しています。				
19年度の実施状況	*職員人材育成推進委員会については、建設的な議論を促し、全庁的な人材育成体制とするため、職員組合役員のオブザーバ参加により複数回開催しています。				

改革項目	②育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施		主担当：総務課		
実施内容	自己申告制度を導入し、職員の経歴を的確に把握しながら、育成型ジョブローテーションとエキスパート配置を実施することにより、プロフェッショナルな職員を育成します。 ・自己申告制度による経歴管理を実施します。（平成18年度）				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	*自己申告制度による経歴管理を実施（19年1月）し、人事配置や能力開発等に活用しています。				
19年度の実施状況	*自己申告制度による経歴管理を実施（20年1月）し、人事配置や能力開発等に活用しています。				

2 効率的な経営システムの実現

(1) 人材育成の推進

改革項目	③職員研修の強化				主担当：総務課
実施内容	職員の能力向上、意識改革の動機づけを行い、人材育成を図るため、研修計画を体系化し、自己啓発、OJT※（職場研修）、職場外研修を組み合わせ、総合的かつ計画的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*「職員研修計画」を策定し、体系的な職場外研修への派遣数を増加させるとともに、自発的な研修派遣を勧めるため特別研修制度を実施しています。また、計 6 回の職員集合研修を開催しました。				
19 年度の実施状況	*長期的な人材育成を目指し、計画的な階層別研修を行うため、職員研修計画を策定し、計画に基づく派遣を実施しています。				

改革項目	④他自治体・民間企業等との人事交流				主担当：総務課
実施内容	組織の活性化と人材育成のため、県や他市町村との人事交流を積極的に実施します。 公務員に欠如しがちなサービス精神、コスト意識、スピード感覚等を身に付けるため、民間企業との人事交流について、実施方法や相手先等を検討します。 ・長野県等との人事交流を継続します。（平成 18 年度～）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	△⇒○	○	◎	◎
18 年度の実施状況	*18 年度より長野県より交流派遣職員を受け入れるとともに、19 年度は長野県への派遣（1 名）を行います。 *下伊那北部ふるさと振興局を中心に各系の事務研究会を発足させ事務内容の研究をしています。				
19 年度の実施状況	*長野県からの交流派遣の受け入れと県への派遣（1 名）を実施しています。 *下伊那北部ふるさと振興局を中心に各系の事務研究会（ワーキンググループ）を継続し、事務内容の研究をしています。				

2 効率的な経営システムの実現

(1) 人材育成の推進

改革項目	⑤接客力の向上とITによる住民窓口サービスの充実		主担当：住民税務課 総務課		
実施内容	<p>窓口サービスアップ実践マニュアル※の徹底（職員研修の実施）と庁舎環境改善（分かりやすい案内板の設置など）により、来庁者への住民サービス向上を図ります。</p> <p>来庁者に対するアンケートを実施し、職員の接客や庁舎環境改善に関する意見を伺います。</p> <p>ホームページへ各種申請書のダウンロードサービスや申請手続案内を充実させるなどITを通じた住民サービスの向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者に対する接客態度アンケートを実施します。（平成18年度） ・ホームページへ、役場における手続案内と各種申請書を掲載します。（平成19年度） 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	<p>*窓口サービスアップ実践マニュアルの徹底により、来庁者へのサービス向上に努めています。来庁者に対するアンケートを実施結果では、概ね良い評価が得られていますが、今後も接客力の向上について研修やアンケート等実施してまいります。（住民税務課）</p> <p>*各種申請書のダウンロードサービスは順次整ってきているところですが、さらに充実を図っていきます。（総務課）</p>				
19年度の実施状況	<p>*実践マニュアルの再確認を行い、来庁者へのサービス向上に努めていますが、今後とも接客力の向上について研修を実施してまいります。（住民税務課）</p> <p>*各種申請書のダウンロードサービス順次整備。また、20年度電子申請システム導入に向け準備を行ってまいります。（総務課）</p>				

(2) 納税者が納得する人事給与制度改革

改革項目	①昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>年功的に一律に毎年昇給昇格する現行制度を、抜本的に見直します。</p> <p>管理職等昇格昇任試験制度（平成16年度～）を充実させます。</p> <p>昇格人事の透明性を高める一方で、さまざまな理由から職責を全うできない個人的な事情を考慮し、希望降格制度※の導入を検討します。昇任試験制度とあわせて実施することで、組織の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年功序列型の昇格制度を廃止します。（平成19年度） ・希望降格制度を導入します。（平成18年度） 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○	◎⇒○	◎	◎	◎
18年度の実施状況	<p>*給料表の改定に伴い、昇任試験制度の見直しを実施4名が受験（19年1月）。</p> <p>*希望降格制度の導入については、19年度人材育成推進委員会等の検討により策定に取り組みます。</p>				
19年度の実施状況	<p>*希望降格制度について検討を行ってまいります。</p>				

2 効率的な経営システムの実現

(2) 納税者が納得する人事給与制度改革

改革項目	②能力成果主義による人事考課制度の導入				主担当：総務課
実施内容	<p>目標管理型勤務評定制度を構築し、最終的には全職員を対象とした勤務評定制度を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型勤務評定制度を導入します。 <p>平成 18 年度：試行 平成 19 年度：導入実施 平成 20 年度：昇給及び勤勉手当への反映</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 人事評価制度試行ガイドブックにより、全職員を対象に試行。</p> <p>* 制度構築に際しては、人材育成推進委員会により、2 回の職員アンケートを実施するなど、公平性透明性の高い制度構築に取り組んでいます。</p> <p>* 試行結果等を踏まえ、19 年度より本格実施とし、勤勉手当等への反映は 20 年度より課長職から段階的に反映させる予定としています。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 19 年度当初より本格実施をスタート。給与等への反映について 19 年度評価結果から段階的に実施しています。</p> <p>* 運用に関しては、当初及び期末に評価研修を実施するとともに、職員人材育成推進委員会による検討を行っています。</p>				

(3) 組織の強化・充実

改革項目	①組織機構改革とグループ制の導入				主担当：総務課
実施内容	<p>公共的サービスについて行政と住民の役割を見直し、民間活力の活用による小さな役場組織を検討し、将来の最終的な役場組織機構の目標を示します。</p> <p>現行の係を大括り化することで、組織をフラット&フレキシブル（柔軟）化させ事務の迅速性を向上させるとともに、係内での業務量調整機能を向上させます。</p> <p>複数の課・係に関連する施策や事務事業について、効果的かつ効率的に推進するためグループ制※を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ制を継続実施し、一部の部署について機構を改革します。（平成 18 年度） ・抜本的な機構改革を実施するため、具体的な検討を継続実施します。 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 平成 20 年 4 月実施を目標に機構改革、職員体制を研究・検討します。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 庁内プロジェクトを設置し職員からの意見聴取を行い、具体的な検討案を町長へ提言（20 年 1 月）。分課条例及び組織規則を改正（20 年 3 月）し、20 年 4 月に機構改革を実施。</p>				

2 効率的な経営システムの実現

(3) 組織の強化・充実

改革項目	②地方分権時代の特別職のあり方再考				主担当：特別職 総務課 会計室 教育委員会事務局
実施内容	地域戦略本部としての役場組織における特別職（助役、収入役及び教育長）の役割について、地方分権時代のあり方を検討します。 全国の自治体において、助役・収入役を廃止する動きがあるなかで、地方自治法の改正の動きも踏まえ、検討を行います。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	○	○	○
18 年度の実施状況	* 地方自治法の改正（副町長の制度実施、収入役の廃止 平成 19 年 4 月 1 日施行）。				
19 年度の実施状況	* 副町長制と会計管理者の設置（収入役の廃止）。				

(4) 魅力ある保育・教育環境の整備

改革項目	①保育所の統合と保育サービスの充実				主担当：保健福祉課
実施内容	「今後の保育所のあり方に関する基本方針」を策定し、質の高い保育サービスの提供に努めます。 保育所の統合については、具体的な整備計画を策定し統合を進めます。 民間活力の活用にあたっては、保育サービスの提供を行政が責任をもって行うスタンスを堅持し、市場化テスト※等の手法により保育サービス提供主体の検討を行います。 ・今後の保育所のあり方に関する基本方針を策定します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	○	○	○
18 年度の実施状況	* 保育所運営委員会へ今後の保育所のあり方に関する基本方針について諮問（18 年 5 月）し、答申（11 月 17 日）を受けています。この答申を町の基本方針とし、19 年度以降において具体的な整備計画を策定します。				
19 年度の実施状況	* 保育所運営委員会へ整備計画について諮問（19 年 5 月）し、11 月に松川町における保育所整備計画（案）の答申を受けています。20 年度においてこの答申を基に、整備計画の策定を行い、計画的な整備を進めます。				

2 効率的な経営システムの実現

(4) 魅力ある保育・教育環境の整備

改革項目	②より良い小学校施設の整備				主担当：教育委員会事務局
実施内容	<p>小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、小学校施設の計画的な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、施設整備計画を策定する。(平成 18～19 年度) ・施設整備計画に基づき、計画的に小学校施設の整備を進める。(20 年度～) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	△	○⇒△	○	◎
18 年度の実施状況	<p>* 小学校 P T A 及び各区町政懇談会において説明を行うほか、広報「まつかわ」への情報掲載等による情報提供を行いました。事務局レベルでの統合改築等に関する研究と教育委員会での検討を実施しました。</p> <p>* 通学区の見直しや統合については、学校教育面だけでなく総合的な検討を要することから、町長の諮問機関（小学校あり方検討委員会（仮称））を設置し、方針及び施設整備計画を策定します。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 教育委員会において、小学校のあり方検討委員会を設置し諮問を行い、計 8 回の検討委員会を開催し、2 月に答申を受けています。この答申に基づき、教育委員会の方針を決定し、20 年度において町の整備計画策定を行います。（教育委員会事務局）</p>				

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	①受益者負担の適正化（一） 【上下水道・保育料・国保・介護保険】				主担当：建設水道課 住民税務課 保健福祉課
実施内容	<p>審議会等による審議を原則とし、コスト分析と指標比較によって、受益者負担の適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上水道料金（平成 19 年度改定）《松川町水道事業経営審議会》 ○下水道料金《審議会設置予定》 ○保育料（毎年度）《松川町保育所運営委員会》 ○国民健康保険（毎年度）《松川町国民健康保険運営協議会》 ○介護保険（平成 18 年度改定）《松川町介護保険事業計画策定懇話会》 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	○	○	◎
18 年度の実施状況	<p>* 平成 18 年度水道経営審議会を 4 回開催し、18 年 11 月に最終答申が示され、平成 20 年度を目途に改定する予定としています。（建設水道課）</p> <p>* 下水道料金審議会設置については、上水道料金改定との調整により設置する予定としています。（建設水道課）</p> <p>* 国保税については、国保運営協議会の審議により税額の適正化を諮っています。（住民税務課）</p> <p>* 介護保険事業計画策定懇話会において、事業計画に基づいた給付見込みに対する改正保険料で、20 年度までの制度運営を図ります。（保健福祉課）</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 上水道については、従量制、用途別の料金について試算検討を実施しています。（建設水道課）</p> <p>* 下水道料金は、上水道料金改定との調整を図りながら、現状分析や試算検討を行っています。（建設水道課）</p> <p>* 国保税は、国保運営協議会に税額等の重要事項の審議を委ね、税額や制度の適正化に向けて努力を図っています。（住民税務課）</p> <p>* 18 年度改定した介護保険料により、適切な制度運営を行っています。（保健福祉課）</p> <p>* 保育料は、子育て家庭への支援として、19 年度より新たな軽減措置（第 2 子以降 2 割軽減）を実施しています。（保健福祉課）</p>				

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	②受益者負担の適正化（二） 【公共施設使用料】					主担当：教育委員会事務局、 産業振興課、住民税務課、保 健福祉課
実施内容	<p>受益者負担の原則により、公共施設を利用する受益者へのサービスに応じた負担を検討し、「使用料の見直しにあたっての基本方針」に基づき、原則としてすべての利用者から適正な使用料を徴収します。</p> <p>町営駐車場（松川 IC）を有料化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が管理する公共施設（体育館、グラウンドなど）の使用料を見直します。（平成 19 年度） ・松川 IC 駐車場の適正な管理方法について検討を行います。（18 年度） 					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	△	○⇒△	◎⇒○	◎	◎	
18 年度の実施状況	<p>* 使用料適正化素案について、関係団体（体育協会、少年少女スポーツクラブなど）へ提示、説明会を開催し利用者の意見聴取を実施。利用者の意見等を踏まえ修正案（19 年 3 月）を作成。今後は町民への十分な説明と周知期間を鑑み、平成 19 年度内に使用料を改定します。（教育委員会事務局）</p> <p>* 安全で安心して利用できるよう駐車場管理システムの構築運用方法等（有料化を含む）について具体的な研究を実施しています。また、第 1 駐車場満杯解消のための第 2 駐車場の利用促進誘導や、長期駐車車両の調査による 2 駐車場利用の指導を実施しています。（産業振興課）</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 関係団体からの意見等を踏まえ、使用料適正化修正案を作成しています。20 年度において関係団体等に提示、説明会等を開催し、利用者への周知期間をとり、21 年度からの料金改定を行う予定としています。（教育委員会）</p> <p>* 長期駐車車両の第 2 駐車場への利用誘導のため、案内看板の設置や長期駐車車両調査実施による指導（誘導）を行っています。20 年度において、有料化に関する町民や利用者への説明周知を行う予定としています。（産業振興課）</p>					

☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	③地域協働による基盤整備・維持管理の推進					主担当：建設水道課 産業振興課
実施内容	<p>公共土木工事や土地改良事業に関する制度（幹線道路計画、公共土木申請・要望、道路水路の維持修繕など）等について、地域協働（地元施行や地元負担など）の視点から、総合的な検討を行い、今後のあり方を示します。</p> <p>地元施行や原材料支給、アダプト制度など地域協働に対する支援強化策について検討します。</p>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	△	△	○	○	◎	
18 年度の実施状況	<p>* 主要幹線道路整備計画（19 年 3 月予定）を策定。今後は、公共土木工事等の受益者負担制度を検討します。（建設水道課）</p> <p>* 土地改良事業関係について、当年度大雨に伴う災害が多発し、補助金交付規程に該当しない要望等ある中、適正な事業採択に努めています。今後は、災害緊急時対応のあり方について検討を実施します。（産業振興課）</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 公共土木工事等の受益者負担制度の検討を行っています。（建設水道課）</p> <p>* 町単土地改良事業については、採択基準に基づいて地元要望箇所と緊急対応箇所を採択し、地元が実施した工事に対して補助しています。今後、「水路断面が大きく工事費がかかるため地元負担に耐えられない箇所」については、県補助事業等で対応について検討を行います。（産業振興課）</p>					

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	④町税等の収納率の向上					主担当：住民税務課 保健福祉課 建設水道課
実施内容	<p>滞納処分（差押など）の適正な運用と徴収体制の強化を図り、町税等の収納率を向上させます。</p> <p>悪質な滞納者に対する行政サービスの制限について、他自治体の例を参考にしながら、実施を視野に入れた具体的な検討を行います。</p>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	◎	◎	◎	◎	◎	
18 年度の実施状況	<p>* 住民税務課内に差押チームを編成。滞納者の預貯金、不動産等の差押えを行なうとともに、県職員との協働徴収の実施により、1 月末現在の収納率は前年度を上回る等、一定の成果が表れてきています。（住民税務課）</p> <p>* 保育料については、100%収納見込み。介護保険料については、係全体での徴収体制により、昨年（99.19%）を上回る収納率を目指しています。（保健福祉課）</p> <p>* 平成 18 年 12 月給水停止取扱要綱を定め、徴収の強化を図っています。（建設水道課）</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 収納対策会議の定期的開催、差押チームによる預貯金調査や差押えを実施し、昨年に引き続き県との協働徴収を実施しています。税源委譲により調定額で 149,587 千円の増となっている中、12 月末現在の収納率は前年度より△0.21%となっています。（住民税務課）</p> <p>* 本年度においても保育料は 100%収納見込み。介護保険料についても前年実績 99.34%を上回る徴収率を目指しています。（保健福祉課）</p> <p>* 給水停止要綱により 3 ヶ月以上又は 5 万円以上の滞納者に対して、特別の理由が無い限り給水停止の措置を取る事により、過年度未収金は 5 割減となっています。（建設水道課）</p>					

改革項目	⑤合理的な資産の管理					主担当：総務課
実施内容	<p>町が所有している土地や建物等の普通財産について、これまで以上に有効活用を図るとともに、売却や貸付等により有効活用できる未利用財産を洗い出し、一定の基準を策定し公平性を確保した上で、計画的に処分するなど合理的な資産管理を行います。</p> <p>町が賃借している土地について、借地料の見直しを行うとともに、長期間にわたる賃借物件については、積極的に買収を推進します。</p>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	○	○	○	○	○	
18 年度の実施状況	<p>* 財産台帳の見直し整備に着手しました。</p> <p>* 町が貸付けている土地の賃貸料について、固定資産税評価額を基本とした一定の基準を策定しました。</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 財産台帳の見直し整備を進め、土地についてはほぼ整備が終了。20 年度は建物等の台帳整備に着手します。</p>					

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	⑥ 広告料収入等新たな財源の確保				主担当：総務課
実施内容	<p>平成 16 年度より窓口封筒で実施している広告掲載について、役場業務用封筒、ホームページ、広報誌などへ拡大し、総合的な広告掲載事業として制度化します。</p> <p>地域協働の視点から、広告パートナー制度※を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度実施に向け、広告パートナー制度に関する要綱を整備します。（平成 18 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	<u>△⇒○</u>	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 広告掲載事業実施要綱及び広告パートナー事業実施要領を整備（18 年 6 月）し、広告掲載事業を開始しています。（19 年 2 月現在 11 社のパートナー登録）</p> <p>* 19 年度は、窓付き封筒（納税通知書等）への広告拡大を図るとともに、広告主が掲載しやすい環境を整備に取り組みます。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 前年度まで掲載のなかった HP バナー広告について 4 社の広告掲載を実施。（広告料収入 H18:267 千円→円 H19:389 千円円） 20 年度には広告掲載媒体の拡大に取り組みます。</p>				

(2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	① 松川町職員数適正化計画の推進				主担当：総務課
実施内容	<p>「松川町職員数適正化計画（平成 18～22 年度）」により、組織が硬直化することのないよう新規人材の確保を適切に行いながら、計画的に正規職員の削減に取り組みます。</p> <p>現行の退職勧奨制度を見直し、家庭や健康など様々な理由により早期退職を希望する職員に対して退職金の優遇措置を講ずることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 松川町職員数適正化計画により、平成 17 年 4 月現在 119 名の正規職員数を平成 22 年 4 月において 101 名（▲18 名）とします。（現行の事務量を想定） 毎年 1 名以上の定期的な新規人材の確保を実施します。（平成 18～22 年度） 退職勧奨制度を見直します。（平成 18 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 職員適正化計画に基づく定員管理を実施しています。（19 年 4 月職員数：計画 109 →実績 107）</p> <p>* 退職勧奨制度を見直す（勧奨年齢 55～59 歳）とともに、年金の支給年齢引き上げに伴う高齢者雇用安定法の改正に対応する措置として、再雇用職員制度を新設しました。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 職員適正化計画に基づく定員管理を実施しています。（20 年 4 月職員数：計画 106→見込 105）</p>				

3 健全な財政運営

(2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	②行政評価制度の充実				主担当：総務課
実施内容	<p>総合計画や予算編成と連動させることで、行政評価制度を充実し、行政サービスの効率性を向上させます。</p> <p>住民に対する説明責任を確保するため、行政評価資料を分かりやすく公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者（外部）評価の導入について、検討を行います。 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	◎⇒○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 第 4 次総合計画の策定に伴い、総合計画の進行管理ツールとして行政評価を実施。評価シート数を削減し、総合計画の項目ごとに分類するとともに、総合計画のベンチマークも記載するなど、わかりやすい行政評価資料の作成に努めています。</p> <p>* 第三者（外部）評価の導入に関しては、19 年度内に検討を行うものとしします。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 評価の効率化を図るための評価シート数を減少させるとともに、総合計画進行管理・予算編成と連動性を向上させるため、事務事業評価シートの見直しを実施しています。</p> <p>* 第三者評価については、監査委員及び自治体経営審議会への意見聴取を実施しました。</p>				

改革項目	③補助金の適正な交付				主担当：総務課
実施内容	<p>町が交付する補助金について、補助金交付基準により、補助金の適正な運用を行います。</p> <p>第三者機関による検証の仕組みも含め、実効性のある補助金検証システムの構築を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金検証システムについて、平成 20 年度導入実施を目的に、制度の検討を行います。（平成 18～19 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 予算査定や事務事業評価等において補助金の精査を実施しています。今後は 19 年度において、全ての補助金について適正運用に関する調査を実施し、調査結果を踏まえた補助金検証システムの検討を行います。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 補助金点検シートの作成を行い、全ての補助金（n=138）に関する資料を整備し、HP により公表を実施しています。20 年度には、個々の補助金について担当者へのヒアリングや内容の精査点検を実施します。</p>				

3 健全な財政運営

(2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	④中期財政計画の策定・公表				主担当：総務課
実施内容	<p>持続可能な自治体経営を推進するため、長期的な視野に立った財政運営を行うことができるよう、総合計画と連動した「中期財政計画」を策定し、公表します。</p> <p>財政シミュレーションを行い、住民に分かりやすい形で長期（5～10年）的な財政見通しを示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期財政計画を策定、公表します。（平成18年度） 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○⇒◎	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	*基本計画や実施計画における政策的経費の財源を明かにするとともに、予算編成や実施計画の指針となる中期財政計画（3年間）と総合計画期間を見据えた長期シミュレーションを作成公表します（19年3月）。				
19年度の実施状況	*事業の進捗状況や各種数値の異動による見直しを実施。				

改革項目	⑤工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入				主担当：総務課 建設水道課
実施内容	<p>事務処理を一本化し効率的で適正な入札契約機能を確保するため、工事等契約部門の設置について検討を行います。</p> <p>小規模自治体に即した効率的な入札方式を検討、導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事等契約部門を設置し（設置時期については機構改革と連動します。）、効率的な入札方式を検討、導入します。（～平成20年度） 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	△	○	◎	◎	◎
18年度の実施状況	<p>*機構改革（20年度）を目途に、見直しを行います。</p> <p>*平成19年3月国の法改正により、一般競争入札制度の導入が予想されます。入札制度及び契約部門の設置について検討します。（建設水道課）</p>				
19年度の実施状況	<p>*機構改革案において入札部門の一本化と入札方式の見直しについて提言を行い、20年度において移行実施する予定です。（総務課、建設水道課）</p> <p>*北部地区政策戦略会議において一般競争入札の研修会の実施しています。（建設水道課）</p>				

3 健全な財政運営

(3)民間活力の活用

改革項目	①指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営				主担当：総務課
実施内容	<p>町が所有する公の施設の管理について、指定管理者制度※を活用することにより、民間のノウハウや知恵を取り入れ、サービスの向上とコストの節減を図ります。</p> <p>外郭団体の健全経営に対し、適切な助言と指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の公共施設について、指定管理者制度を導入します。(平成 18 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 社会福祉センター、デイサービスセンター、総合交流促進施設の 3 施設について、指定管理者制度を導入しています。				
19 年度の実施状況	* 特養松川荘について指定管理者制度を導入しています。				

☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	②行政パートナー制度の導入				主担当：総務課
実施内容	<p>地域協働の一環として、住民が自分の持つ知識や経験を活かし、町の業務に有償ボランティアとして参加・協力する行政パートナーを制度化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政パートナー制度について、平成 20 年度の導入を目途に、制度の検討と要綱等の整備を行います。(平成 18~19 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 臨時・非常勤職員の制度化（行政パートナー）については、ルールの見直しを行うとともに、退職者の行政知識とノウハウを活かす「再雇用職員制度」を新設しました。				
19 年度の実施状況	* 臨時・非常勤職員制度について、同種の民間給与や他自治体例などを調査し、改正を行っています。				

○お問合せ先

行財政改革推進会議（総務課財政係） 0265-36-7021（総務課直通）